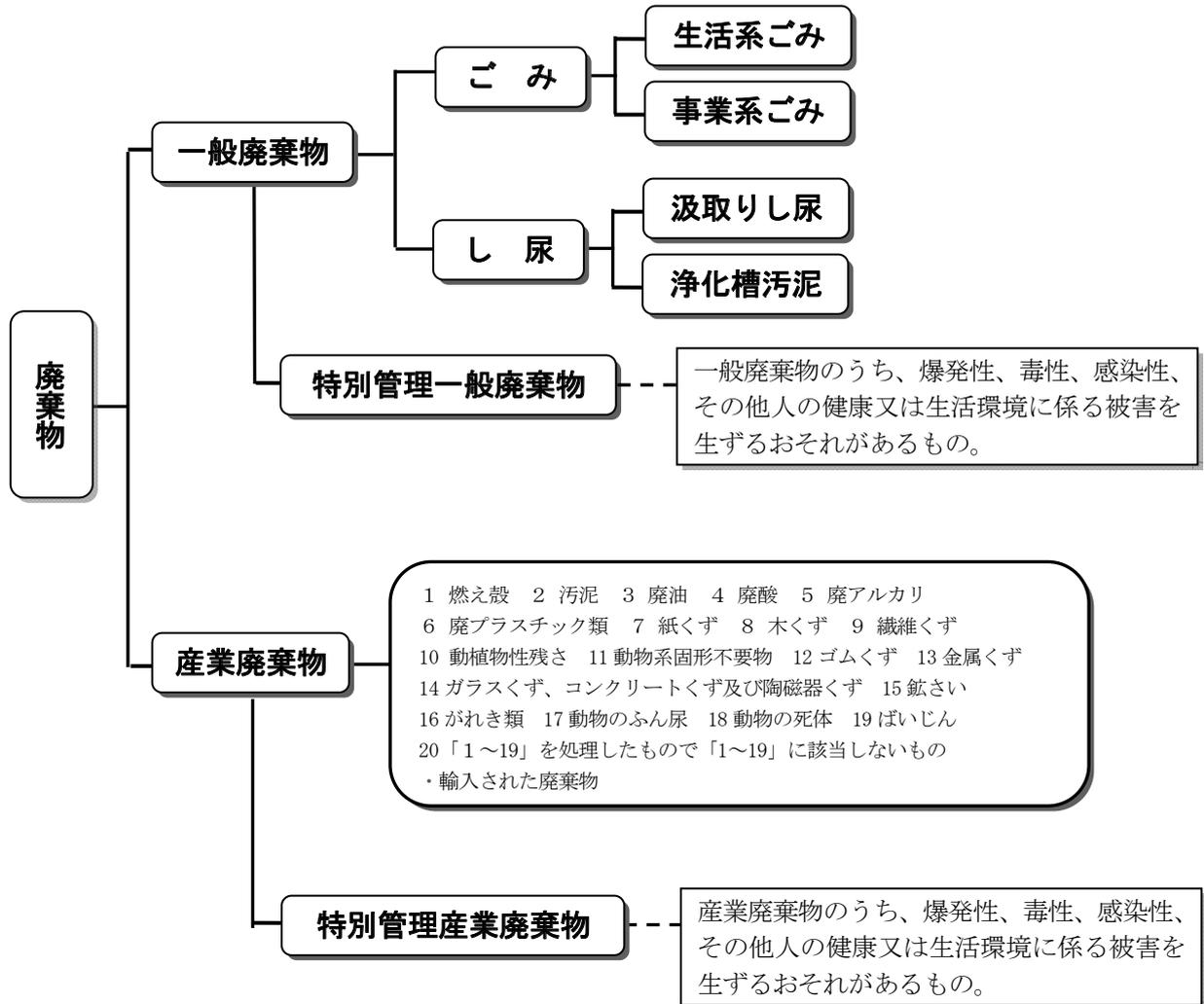


4 資源循環型社会を築く

(1) 廃棄物の分類

廃棄物は以下のように分類されます。



(2) 産業廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）では、次のように産業廃棄物の種類を定めています。

	種類	適用	業種指定
産業廃棄物	1 燃 え 殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ	
	2 汚 泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥等	
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液	
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ廃液	
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など固形状及び液状のすべての合成高分子化合物	
	7 紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片等、貨物の流通のために使用したパレット等	有
	9 織 維 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	有
	10 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	有
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ	
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、レンガくず、廃石膏等	
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等	
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等	
	17 動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	18 動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの	
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
	輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物	
特別管理産業廃棄物	廃 油	廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類	
	廃 酸	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の廃酸	
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等	
	特定有害汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず、ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類	
	有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの	
	廃 石 綿 等	建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等	
その他の有害産業廃棄物	特定の施設等から発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち、有害物質が環境省令で定める判定基準に適合しないもの		

なお、アスベストを含む廃棄物は、特別管理産業廃棄物の廃石綿等の他に石綿含有産業廃棄物があります。

石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものです。（ただし、廃石綿等を除く。）

廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としています。なお、有価物及び次のものは、廃棄物処理法の対象となりません。

①気体状のもの、②放射性物質及びこれによって汚染されたもの、③港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの、④漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、⑤土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(3) 生活系可燃ごみの有料化の状況 (平成24年度実績)

定額制 料金徴収	指定袋制		料金徴収・指定袋 共になし
	処理料金上乗せ	袋代のみ	
	有料化あり		有料化なし
御宿町 (H24.9.30まで)	銚子市 館山市 木更津市 野田市 茂原市 東金市 旭市 勝浦市 八千代市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町	千葉市 市川市 船橋市 成田市 佐倉市 柏市 市原市 鎌ヶ谷市 浦安市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 酒々井町	松戸市 習志野市 流山市 我孫子市

(4) 産業廃棄物処理業による処理の実績 (23・24年度)

ア 中間処理

(単位: t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	
産業廃棄物	燃え殻	19,639	22,428	20,887	36,213	40,526	58,641
	汚泥	852,466	931,598	1,142,980	1,250,013	1,995,446	2,181,611
	うち建設汚泥	456,882	508,328	946,026	904,553	1,402,908	1,412,881
	廃油	79,421	81,762	65,172	61,984	144,593	143,746
	廃酸	6,822	6,549	21,964	14,164	28,786	20,713
	廃アルカリ	40,080	33,387	24,520	29,830	64,600	63,217
	廃プラスチック類	276,812	388,847	176,353	153,356	453,165	542,203
	紙くず	31,869	38,546	18,790	23,974	50,659	62,520
	木くず	393,642	404,439	213,329	204,337	606,971	608,776
	繊維くず	6,655	7,725	5,389	3,726	12,044	11,451
	動植物性残渣	42,171	35,715	51,343	48,396	93,514	84,111
	がれき類	3,342,224	3,257,142	1,143,530	1,450,492	4,485,754	4,707,634
	金属くず	57,836	57,812	39,922	37,024	97,758	94,836
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	192,348	264,174	214,345	236,592	406,693	500,766
	鋳さい	7,015	18,528	77,949	75,759	84,964	94,287
	ゴムくず	319	116	99	21	418	137
	ばいじん	53,241	58,652	114,453	120,454	167,694	179,106
	動物の死体	0	8	0	382	0	390
	動物系固形不要物	0	0	38	58	38	58
	動物のふん尿等	0	0	0	0	0	0
その他	78	150	2,419	1,746	2,497	1,896	
小計	5,402,638	5,607,578	3,333,482	3,748,521	8,736,120	9,356,099	
産業廃棄物 特別管理	廃油	9,476	12,294	15,561	12,060	25,037	24,354
	廃酸	60,320	18,190	23,455	18,250	83,775	36,440
	廃アルカリ	15,076	14,585	3,384	4,190	18,460	18,775
	感染性産業廃棄物	13,028	13,851	9,322	9,870	22,350	23,721
	特定有害廃棄物	3,510	7,773	7,419	4,412	10,929	12,185
	小計	101,410	66,693	59,141	48,782	160,551	115,475
合 計	5,504,048	5,674,271	3,392,623	3,797,303	8,896,671	9,471,574	
県内・県外の割合 (%)	61.9	59.9	38.1	40.1	100	100	

(注) 千葉市、船橋市、柏市分を含む。

イ 最終処分

(単位：t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	
産業廃棄物	燃え殻	30,142	5,806	6,142	401	36,284	6,207
	汚泥	110,236	79,106	13,166	1,055	123,402	80,161
		うち建設汚泥	0	1	0	0	0
	廃プラスチック類	58,451	41,721	40,050	23,201	98,501	64,922
	木くず	3,244	755	1,344	173	4,588	928
	動植物性残渣	1,219	342	0	0	1,219	342
	ゴムくず	140	70	64	0	204	70
	金属くず	6,623	4,201	4,013	1,272	10,636	5,473
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	93,838	58,063	89,940	49,219	183,778	107,282
	がれき類	104,025	77,541	82,110	40,155	186,135	117,696
	鉱さい	1,603	317	1,971	331	3,574	648
	ばいじん	37,597	14,471	5,578	329	43,175	14,800
	その他	3,907	1,820	3,955	138	7,862	1,958
	小計	451,025	284,213	248,333	116,274	699,358	400,487
特別管理産業廃棄物（廃石綿等）	230	2,067	4	3,543	234	5,610	
合 計	451,255	286,280	248,337	119,817	699,592	406,097	
県内・県外の割合（%）	64.5	70.5	35.5	29.5	100	100	

(注) 千葉市、船橋市、柏市分を含む。

(5) 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況（平成26年3月末現在）

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	48	17	65	
	汚泥の乾燥施設（機械乾燥）	8	3	11	
	汚泥の乾燥施設（天日乾燥）	1	1	2	
	汚泥の焼却施設	7	22	29	
	廃油の油水分離施設	3	15	18	
	廃油の焼却施設	11	21	32	
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	3	4	
	廃プラスチック類の破碎施設	0	71	71	
	廃プラスチック類の焼却施設	7	23	30	
	木くず又はがれき類の破碎施設	28	182	210	
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0	
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0	
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	0	1	
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0	
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	1	0	1	
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0	
	木くず等の焼却施設	6	30	36	
	合計	122	388	510	
	最終処分場	安定型	2	11	13
		管理型	5	8	13
遮断型		1	0	1	
合計		8	19	27	

(注) 1 千葉市、船橋市、柏市内の施設を含む。

2 最終処分場は残余容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。

3 施設数は、種類内容の区分に従った延べ施設数。